

関係法令

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 抜粋

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

（条例との関係）

第29条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第2条第2項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態に関する事項

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

（昭和49年条例第8号） 抜粋

（上乗せ排水基準）

第3条 上乗せ排水基準及びこれを適用する区域は、別表のとおりとする。

附 則(平成14年条例第46号) 改正 平成17年3月29日条例第44号

附則別表第一、附則別表第二（省略）

附 則(平成17年条例第44号)

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該特定施設を設置している工場又は事業場に係る排水水についての上乗せ排水基準については、この条例の施行の日から平成17年9月30日（水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる施設にあっては、平成18年3月31日）までの間は、改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（抜粋）

一 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム

備考

1～6 （省略）

7 この表のほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準は、旅館業（温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場については、適用しない。

8 この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る上乗せ排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。）が、し尿浄化槽に係る排水を排出する排出口から排出する水については、適用しない。

二 上水道水源地域以外の区域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準（海域に排出される排出水に係るものに限る。）

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム

六 府の区域に適用するその他の項目に係る上乗せ排水基準

項目	許容限度
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5

備考（略）...第三号口の表の備考1()...(略)...の規定は、この表についても適用する。

第三号口の表の備考1：この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30 m³以上である特定事業場の排出水について適用する。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号） 抜粋

（排水基準）

第50条 排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

温泉法（昭和23年法律第125号） 抜粋

（定義）

第2条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

別表

- 一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。) 摂氏 25 度以上
- 二 物質(左に掲げるもののうち、いづれか一)

物質名	含有量 (1kg 中)	物質名	含有量 (1kg 中)
溶存物質 (ガス性のものを除く。)	総量 1000mg 以上	ふっ素イオン (F ⁻)	2mg 以上
遊離炭酸 (CO ₂)	250mg 以上	ヒドロヒ酸イオン (HA ₅ O ₄ ²⁻)	1.3mg 以上
リチウムイオン (Li ⁺)	1mg 以上	メタ亜ひ酸 (HA ₅ O ₂)	1mg 以上
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10mg 以上	総硫黄 (S) [HS ⁻ + S ₂ O ₃ ²⁻ + H ₂ S に対応するもの]	1mg 以上
バリウムイオン (Ba ²⁺)	5mg 以上	メタほう酸 (HBO ₂)	5mg 以上
フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺)	10mg 以上	メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50mg 以上
第一マンガンイオン (Mn ²⁺)	10mg 以上	重炭酸ソーダ (NaHCO ₃)	340mg 以上
水素イオン (H ⁺)	1mg 以上	ラドン (Rn)	20(100 億分の1キュリー単位)以上
臭素イオン (Br ⁻)	5mg 以上	ラチウム塩 (Raとして)	1億分の1mg 以上
沃素イオン (I ⁻)	1mg 以上		

下水道法（昭和33年法律第79号） 抜粋

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第六号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）

水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の概要

一 特定施設の追加

旅館、試験研究機関等からの排水による水質の汚濁の防止を図るため、改正令により水質汚濁防止法施行令別表第一及び第二の改正を行い、特定施設として次に掲げる施設を追加するとともに、改正令の施行の際現に(一)又は(二)に掲げる施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について、改正令の施行の日から一年間は水質汚濁防止法第12条第1項及び第13条第1項の規定を適用しないこととした。

(一) 旅館業の用に供する厨房施設、洗たく施設及び入浴施設

(二) 自然科学系の研究、試験等を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設及び焼入れ施設

(三) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するのり抜き施設
また、前記(二)の総理府令は、改正府令第六九号による改正後の水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の二に規定されている。

二 排水規制の特例

改正令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、温泉の特殊性にかんがみ、改正府令第70号による改正後の排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）別表第一の備考二及び別表第二の備考四の規定により砒素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、当分の間、適用されないこととなった。